

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業におけるマンション建替組合のした処分の取消し・変更・停止又は工事の中止・変更等の命令
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、マンション建替組合の事業または会計がこの法律もしくはこれに基づく行政庁の処分、定款、事業計画、権利変換計画に違反していると認めるときは、マンション建替組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、マンション建替組合が行った処分の取消し・変更・停止、組合のした工事の中止・変更、その他必要な措置を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第98条第3項
処分基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （組合に対する監督） 第九十八条 （第1項～第2項 省略） 3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 （第4項～第7項 省略）
ホームページ	
備考	